



公示番号第 107 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社MURANAGA6
登録教習機関の住所	滋賀県彦根市里根町201番地1
代表者職氏名	代表取締役 村長 人之
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社MURANAGA6 ATOM資格センター 関西彦根校 滋賀県彦根市里根町201番地1
行うことができる技能講習	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習
登録年月日	令和8年3月24日
登録の有効期間の満了日	令和13年3月23日
登録番号	千登録第582号

令和8年3月24日

千葉労働局長

